

佐久市の発注する建設工事及び建設コンサルタント等の業務の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等を定める要綱（平成17年告示第107号）に基づき、令和4・5年度佐久市建設工事及び建設コンサルタント等の業務に係る入札参加資格の有効期間の延長及び令和6年度佐久市建設工事及び建設コンサルタント等の業務に係る入札参加資格審査（中間申請）申請要領（以下「要領」という。）について、下記のとおり公告する。

令和5年12月1日

佐久市長 柳田清二

記

**○令和4・5年度 佐久市建設工事及び建設コンサルタント等の業務に係る
入札参加資格の有効期間の延長について**

佐久市が発注する建設工事及び建設コンサルタント等の業務に係る入札参加資格の有効期間は通常2年間としているが、令和7年度以降の入札参加資格から長野県と市町村の共同で一括申請受付を行う「長野県市町村入札参加資格審査システム」の運用が開始され、佐久市も参加することから、申請者の負担軽減のため、現行の有効期間を1年間延長する。

| | |
|-----|----------------------------|
| 現行 | 令和4年6月1日～令和6年5月31日 |
| 変更後 | 令和4年6月1日～ <u>令和7年5月31日</u> |

- * 令和4・5年度の入札参加資格取得者は、有効期間の延長による手続きは不要です。
- * 新たに資格付与を受けようとする者又は令和4・5年度の入札参加資格取得者で業種の追加及び再審査を希望する者は、下記の要領により、建設工事又は建設コンサルタント等の業務入札参加資格審査申請書等（中間申請）の提出が必要です。

**○令和6年度 佐久市建設工事及び建設コンサルタント等の業務に係る
入札参加資格審査（中間申請）申請要領**

1 入札参加資格審査申請の主旨

佐久市が発注する建設工事及び建設コンサルタント等の業務（建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理の業務）の競争入札に参加を希望する者は、令和6年度本要領に基づき「入札参加資格審査申請書（中間申請）」等を提出すること。

なお、令和4・5年度に資格付与されている者は申請の必要はないが、業種の追加及び再審査を希望する者は申請を行うこと。

2 入札参加資格の種類

(1) 建設工事

建設業法（昭和24年法律第100号）の定める29業種について、それぞれ等級格付を行い、資格を付与する。

(2) 建設コンサルタント等の業務

測量、建築コンサルタント、建設コンサルタント、地質調査、補償コンサルタントの5種類の業務について、それぞれ資格を付与する。

3 入札参加資格の有効期間

今回付与する入札参加資格の有効期間は、原則として令和6年6月1日から令和7年5月31日までの1年間とする。

4 中間申請の対象

(1) 新規 佐久市の入札参加資格を有していない者がする申請

(2) 業種の追加 基準年度に資格付与された業種・業務以外の業種・業務を追加する申請

(3) 再審査 経営事項審査の総合評価値が変化した等の事由により、令和4・5年度に付与された資格業種を含め全体の見直しをする申請（建設工事に限る。）

*業種の追加及び再審査について申請した場合、一部の業種のみでなく、登録を希望する業種・業務の全てについて見直しを行う。

5 競争入札に参加することができない者

以下に該当する者は、競争入札に参加することができないものとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当する者

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項に該当する者

6 入札参加資格審査（中間申請）の申請要件

入札参加資格を希望する業種・業務について、次に掲げる全ての要件を満たしていなければならないものとする。

(1) 建設工事

① 建設業法第3条第1項の規定による建設業の許可を受けていること。

② 資格審査基準日（令和5年10月1日）の直前の営業年度の終了する日を審査基準日とする建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査の結果について、建設業法第27条の29第1項の規定による総合評価値通知書を受領していること。

③ 資格審査基準日の直前2年間の各営業年度において、完成工事高があること。

④ 「市税」（佐久市に納税義務のある場合に限り。）及び「消費税及び地方消費税」について、未納がないこと。

⑤ 佐久市暴力団排除条例（平成24年条例第1号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者ではなく、佐久市建設工事等入札参加資格者に係る入札参加等停止措置要綱（平成24年告示第8号）の別表第3に掲げる措置要件に該当しないこと。

⑥ 申請の日現在において、健康保険法（大正11年法律第70号）第48条、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務を履行していること（届出の義務がない者は除く。）。

* 委任をする営業所等（受任者）は、建設業許可を受けている営業所等が許可を受けている業種に限る。

(2) 建設コンサルタント等の業務

- ① 建設コンサルタント等の業務に係る営業年数が資格審査基準日（令和5年10月1日）の前日まで引き続き1年以上経過していること。
- ② 入札参加資格を希望する建設コンサルタント等の業務の業種について、資格審査基準日の直前1年間の営業年度において業務実績があること。ただし、建設コンサルタント業務の「道路部門」以外の20部門については、2年間の営業年度において業務実績があること。
* 測量業務、建築コンサルタント業務、地質調査業務、補償コンサルタント業務は1年間
- ③ 資格審査基準日において、測量又は建築コンサルタントを希望する者にあつては、測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項の規定による登録又は建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による建築士事務所についての登録を受けていること。ただし、審査基準日以降に登録を抹消している場合は申請できません。
- ④ 「市税」（佐久市に納税義務のある場合に限る。）及び「消費税及び地方消費税」について、未納がないこと。
- ⑤ 佐久市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者ではなく、佐久市建設工事等入札参加資格者に係る入札参加等停止措置要綱の別表第3に掲げる措置要件に該当しないこと。
- ⑥ 申請の日現在において、健康保険法第48条、厚生年金保険法第27条及び雇用保険法第7条の規定による届出の義務を履行していること（届出の義務がない者は除く。）。
* 委任をする営業所等は、配置職員が常駐している場合に限る（常駐職員は技術者である必要はありません。）。
* 建築コンサルタントについて、建築士事務所の登録のない営業所へは委任できません。

7 提出期間及び時間等

提出期間：令和6年2月1日（木）から令和6年2月29日（木）まで

提出時間：午前9時から正午、午後1時から午後4時まで（土・日曜日、祝日を除く。）

提出方法：持参又は郵送等（書留郵便等追跡が可能で、提出期間内の消印のあるものに限る。）

8 提出（受付）場所

佐久市役所（本庁） 4階 企画部 契約課 契約係

9 提出書類

(1) 建設工事

- ① 建設工事入札参加資格審査申請書（中間申請）
- ② 委任状（建設業の許可を有する支店、営業所等に入札に参加する権限を与える場合のみ）
- ③ 建設業許可証明書又は確認書（委任先のある場合、委任先の建設業許可業種が確認できる書類）。ただし、国土交通大臣許可の場合は、許可通知書の写し（申請日時時点で有効なもの）でも可とする。
- ④ 資格審査基準日（令和5年10月1日）の直前の営業年度の終了する日を審査基準日とする有効期間内の総合評定値通知書の写し
- ⑤ 商業登記簿謄本（法人業者のみ）
- ⑥ 後見登記等に関する法律（平成11年法律第152号）第10条第1項に規定する登記されていない

- いことの証明書（成年被後見人、被保佐人、被補助人でない旨（個人業者のみ））…（注1）
- ⑦ 復権を得ない破産者でない旨の市町村又は特別区の証明書（個人業者のみ）
 - ⑧ 印鑑証明書
 - ⑨ 使用印鑑届（入札等に使用する印鑑が印鑑証明書のものとは異なる場合のみ）
 - ⑩ 納税証明書
 - ア 市税の納税証明書〔未納がないことの証明〕（佐久市に納税義務がある場合のみ）
 - イ 消費税及び地方消費税の納税証明書〔未納がないことの証明〕……………（注2）
 - ⑪ 各種料金の納付状況報告書（佐久市に納付義務がある場合のみ）
 - ⑫ 社会保険等加入状況申出書及び添付書類（④総合評定値通知書において、「健康保険加入の有無」及び「厚生年金保険加入の有無」欄が「有」又は「除外」の場合は不要）
 - ア 健康保険及び厚生年金保険の加入が、④総合評定値通知書で確認できない場合、社会保険等加入状況申出書（様式）と併せて、次のA～Cのうちいずれかの写し
 - A 健康保険・厚生年金保険の領収証書
 - B 社会保険料納入証明書
 - C 健康保険・厚生年金保険資格取得確認及び標準報酬決定通知書
 - イ 雇用保険の加入が、④総合評定値通知書で確認できない場合、社会保険等加入状況申出書（様式）と併せて、次のD～Eのうちいずれかの写し
 - D 雇用保険領収済通知書及び労働保険概算・確定保険料申告書（雇用保険分が記載のもの）
 - E 雇用保険被保険者資格取得等通知書
 - ⑬ 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入義務がないことの届出書及び添付書類（加入義務がない場合のみ）
 - ア 健康保険及び厚生年金保険の加入義務がないことが、④総合評定値通知書で確認できない場合、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入義務がないことの届出書（様式）と併せて、次のA～Bのうちいずれかの写し
 - A 賃金台帳、労働者名簿、源泉所得税領収書等のうちいずれか
 - B 健康保険被保険者適用除外承認証
 - イ 雇用保険の加入義務がないことが、④総合評定値通知書で確認できない場合、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入義務がないことの届出書（様式）と併せて、賃金台帳、労働者名簿、源泉所得税領収書等のうちいずれかの写し
 - ⑭ 佐久市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者ではない旨等の誓約書
 - ⑮ 工事経歴書（資格審査基準日直前2年間の各営業年度における工事経歴書（建設業法第11条第2項の規定により、毎年許可行政庁に提出しているものと同じもの））
 - ⑯ 技術者名簿（市内の支店・営業所に入札等の権限を委任する場合は、会社全体分と委任先分の技術者名簿を区分して提出すること。）
 - ⑰ 建設業退職金共済組合の加入履行証明書（④総合評定値通知書の「建設業退職金共済制度加入の有無」欄が「有」の場合は不要。「無」の場合で、制度に加入している場合は提出。）
 - ⑱ 事業所の写真
 - 1か月以内に撮影したもので、事業所の外観、看板及び事務室内部の写真各1枚をA4版の台紙へ貼り付け、又はカラー印刷し提出すること。

（2）建設コンサルタント等の業務

- ① 建設コンサルタント等の業務入札参加資格審査申請書（中間申請）

- ② 委任状（支店、営業所等に入札に参加する権限を与える場合のみ）
- ③ 登録証明書
- ・ 測量業者
 - ・ 建築士事務所
- 登録通知書
- ・ 建設コンサルタント（建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号の規定による登録を受けている建設コンサルタント）
 - ・ 地質調査業者（地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）の規定による登録を受けている地質調査業者）
 - ・ 補償コンサルタント（補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）の規定による登録を受けている補償コンサルタント）
- ④ 経営規模等総括表（金額については「税抜方式」とすること。）
- ⑤ 資格審査基準日（令和5年10月1日）直前の営業年度の貸借対照表、損益計算書及び利益処分又は損失処理（消費税処理方式「税抜き・税込みの別」を記載すること。なお、利益処分又は損失処理については法人業者のみ）
- ⑥ 商業登記簿謄本（法人業者のみ）
- ⑦ 後見登記等に関する法律第10条第1項に規定する登記されていないことの証明書（成年被後見人、被保佐人、被補助人でない旨（個人業者のみ））……………（注1）
- ⑧ 復権を得ない破産者でない旨の市町村又は特別区の証明書（個人業者のみ）
- ⑨ 印鑑証明書
- ⑩ 使用印鑑届（入札等に使用する印鑑が印鑑証明書のもものと異なる場合のみ）
- ⑪ 納税証明書
- ア 市税の納税証明書〔未納がないことの証明〕（佐久市に納税義務がある場合のみ）
 - イ 消費税及び地方消費税の納税証明書〔未納がないことの証明〕……………（注2）
- ⑫ 各種料金の納付状況報告書（佐久市に納付義務がある場合のみ）
- ⑬ 社会保険等加入状況申出書及び添付書類
- ア 健康保険及び厚生年金保険の加入義務がある者は、社会保険等加入状況申出書（様式）と併せて、A～Cのうちいずれかの写し
 - A 健康保険・厚生年金保険の領収証書
 - B 社会保険料納入証明書
 - C 健康保険・厚生年金保険資格取得確認及び標準報酬決定通知書
 - イ 雇用保険の加入義務がある者は、社会保険等加入状況申出書（様式）と併せて、D～Eのうちいずれかの写し
 - D 雇用保険領収済通知書及び労働保険概算・確定保険料申告書（雇用保険分が記載のもの）
 - E 雇用保険被保険者資格取得等通知書
- ⑭ 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入義務がないことの届出書及び添付書類（加入義務がない場合のみ）
- ア 健康保険及び厚生年金保険の加入義務がない者は、A～Bのうちいずれかの写し
 - A 賃金台帳、労働者名簿、源泉所得税領収書等のうちいずれか
 - B 健康保険被保険者適用除外承認証
 - イ 雇用保険の加入義務がない者は、賃金台帳、労働者名簿、源泉所得税領収書等のうちいずれかの写し
- ⑮ 佐久市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する

暴力団関係者ではない旨等の誓約書

⑯ 業務経歴書

資格審査基準日の直前2年間の営業年度ごと、また、希望業種（建設コンサルタントにおいては詳細の業務部門）ごとにまとめ、必ず合計を記載すること。

⑰ 技術者経歴書

コンサルタント部門の技術職員等全員について、申請業種ごとに記載すること。

* 市内の支店・営業所に入札等の権限を委任する場合は、会社全体分と委任先分の技術者経歴書を区分して提出すること。

⑱ 事業所の写真

1か月以内に撮影したもので、事業所の外観、看板及び事務室内部の写真各1枚をA4版の台紙へ貼り付け、又はカラー印刷し提出すること。

(注1) 登記されていないことの証明書は、「登記されていないことの証明申請書」により、東京法務局あてに請求（郵送可）することによって交付される。「登記されていないことの証明申請書」は、「成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない」旨の証明書が交付されるよう記載し、申請すること。登記事項証明書の申請用紙は、最寄りの法務局又は地方法務局若しくはその支局又は法務局ホームページで入手することができる。

(注2) 消費税及び地方消費税の納税証明書は、法人の場合（その3の3・「法人税」）及び「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明用）、個人の場合（その3の2・「申告所得税」）及び「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明用）の証明書を提出すること。また、納税証明書については、国税庁のe-Taxホームページにてオンライン請求できる。

10 提出部数

申請書等は、正本1部を提出すること（入札参加資格審査申請書（中間申請）のみ、正本・副本を各1部ずつ提出すること。）。

11 注意事項

(1) 申請書類のサイズはA4版とし、「9 提出書類」に記載された順番にまとめて、市販のフラットファイル（A4版）に綴じ込んで提出すること（A4版より小さい証明書類は、台紙（コピー用紙等）に貼付して綴じ込むこと。）。

なお、フラットファイルの色は、建設工事は水色、建設コンサルタント等の業務は黄色とする（表・背表紙に、商号又は名称を記載すること。）。

(2) 証明書、登記簿謄本等は3か月以内に発行されたものとする（写し可）。

なお、測量業者の登録証明書については、6か月以内に発行されたものも可とする。

(3) 「提出書類確認票」「入札参加資格審査申請書（中間申請）副本」については、ファイルに綴じ込まないで別添とすること。

(4) 入札参加資格審査申請書（中間申請）のみ、正本のほかにコピーを1部提出すること。

コピーは、申請書類の確認後に受付印を押し、申請者の控えとして返却する。

（郵送等で申請する場合は、返信用封筒（返信先を記入、切手貼付）を同封すること。）

(5) 申請後、必要に応じて追加書類を求めた場合は、提出すること。

12 申請書類

(1) 申請書等は、市ホームページからダウンロードすること。

(2) 証明書等特に定めのないものは、それぞれの発行官公署等において定めた様式とする。

13 資格付与について

建設工事は申請業種ごとに資格を付与し、等級格付は、佐久市資格総合点数により行う。

佐久市資格総合点数は次の①から③までの合計数値により算出する。ただし、今後の長野県新客観点数の制度変更により、②及び③の加点内容等が変更になる場合がある。

- ① 客観点数（経営事項審査の総合評定値）
- ② 長野県新客観点数（長野県内に本店を有する業者のみ）
- ③ 佐久市新客観点数（佐久市内に本店を有する業者のみ）

14 審査結果

審査の結果については、資格を付与できない者に限り通知する。

15 資格付与後の手続き

- (1) 申請書提出後において、申請書記載事項に変更があったときは、遅滞なく「入札参加資格審査申請書記載事項変更届」に、変更事項を証する書類を添付して1部提出すること。
- (2) 〔建設工事の場合〕入札参加資格付与中は、常時有効な総合評定値通知書を受領している必要があり、有効期間が切れた場合は、新たに総合評定値通知書を受領するまでの期間、入札に参加することができなくなるので留意すること。

16 問い合わせ先及び郵送先

佐久市役所 企画部 契約課 契約係

TEL. 0267-62-3084 (直通)

〒385-8501 長野県佐久市中込3056